

県立学校の保護者・地域の皆さまへ

魅力ある部活動を目指して

～部活動の在り方に関する方針～



島根県教育委員会では、望ましい部活動指導がなされるよう運動部活動及び文化部活動共通の「部活動の在り方に関する方針」を平成31年2月に策定しました。

各学校では、この方針に則り、学校毎に部活動の内容や指導の在り方に関する方針を策定し、適切で効果的な指導によって、部活動がより一層充実したものとなるよう取り組んでいきます。

保護者や地域の皆さまにおかれましては、各学校での部活動の運営について、ご理解とご協力をお願いいたします。

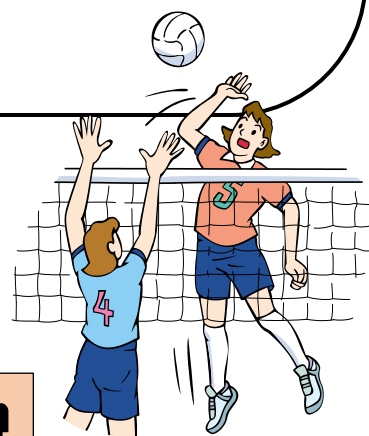
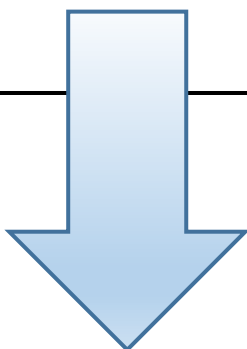
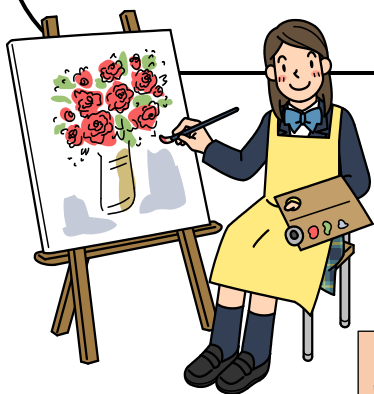
部活動の位置づけと意義・効果

<位置づけ>

○生徒の自主的・自発的な参加により行われるものです。

<意義・効果>

- スポーツ、芸術、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てます。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を越えて仲間や指導者と触れ合うことにより幅広い人間関係の形成につながります。
- 体力の向上や健康の保持増進等につながります。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感、思考力、判断力、表現力等を育成します。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらします。
- 各学校の教育目標の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」の実現の場となります。



豊かな学校生活の実現

適切な休養日・活動時間の設定



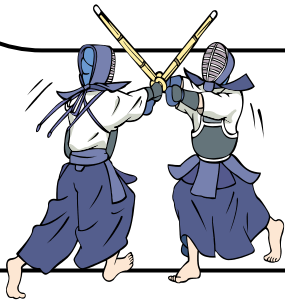
県の基準

	中学校		高等学校	
	学期中	長期休業中	学期中	長期休業中
休養日	週当たり2日以上 (平日1日、土日1日)	学期中と同じ	週当たり1日以上	学期中と同じ
活動時間	平日：長くとも2時間程度 休業日：長くとも3時間程度	長くとも3時間程度	平日：長くとも3時間程度 休業日：長くとも4時間程度	長くとも4時間程度

※県の方針に則り、学校毎に活動方針を策定し、各学校の基準に基づいた休養日・活動時間で活動することになります。

＜基準を超えて活動を行う場合＞

○大会前の練習など基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応することとしています。



保護者の理解と協力・地域との連携等

県教育委員会や学校は、

- 学校毎の部活動の方針、活動計画等を学校のホームページに掲載するなど、保護者の方々の理解と協力を得るよう努めます。
- 「部活動指導員」や「地域指導者」など、地域の方々の協力も得ながら、部活動の活性化に努め、生徒にとって魅力ある部活動となるよう取り組んでいきます。
- 地域のスポーツ・文化団体等との連携を図り、学校と地域が協働・融合した形での活動環境を整えます。



【問合せ先】 島根県教育委員会

運動部 保健体育課 TEL 0852-22-5426

文化部 社会教育課 TEL 0852-22-6485

「部活動の在り方に関する方針」は、島根県教育委員会HPでご覧いただけます。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/taiiku/sport/bukatsudouhoushin.html>